

外科手術手技向上地域研修設備整備費  
補助金交付要綱

## 外科手術手技向上地域研修設備整備費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 外科手術手技向上地域研修設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、医療機関が行うご遺体を使用した外科手術手技向上研修を中核的に実施するために必要な設備を整備することにより、外科手術における医療技術や医療安全の向上を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、厚生労働省が定める「実践的な手術手技向上研修設備整備事業実施要綱」（平成30年3月30日医政発0330第6号）に基づき、市町村等及びその他厚生労働大臣が認める者が実施する、実践的な手術手技向上研修施設の設備整備事業を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方を選定する。

1 基準額	2 対象経費
1ヶ所当たり 71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(3) (2)により選定された額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1に関係書類等を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第6条 この補助金は、事業完了後精算払いとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更しようとするときは、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式3により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 厚生労働省が定める「実践的な手術手技向上研修設備整備事業実施要綱」（平成30年3月30日医政発0330第6号）に順じ、次の要件をすべて満たすものとする。
  - ア 手術手技向上のための研修で、都道府県における中核的な役割を果たしていること。
  - イ 日本外科学会・日本解剖学会が示している「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を遵守した研修実施体制が確保されていること。
  - ウ 県内医療水準の向上を図るため、研修枠については次のとおり確保すること。
    - i) 自施設以外の地域医師の研修枠を80人分（以下、「地域枠」とする）確保すること。
    - ii) 研修受講者については、地域枠を優先して決定すること。
    - iii) ただし、地域枠が（i）記載の人数に満たない場合は、地域枠以外の医師も研修が受講できるものとする。

(実績報告書)

第8条 補助金の事業実績報告書は、事業完了後事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書)

第9条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。